

令和 2 年 6 月 2 4 日

フィリップ・モリス・ジャパン合同会社に対する景品表示法に基づく
課徴金納付命令について

消費者庁は、本日、フィリップ・モリス・ジャパン合同会社（以下「フィリップ・モリス・ジャパン」といいます。）に対し、同社が供給する「iQOS キット（バージョン 2.4）」と称する商品及び「iQOS キット（バージョン 2.4 Plus）」と称する商品に係る表示について、景品表示法第 8 条第 1 項の規定に基づき、課徴金納付命令（別添参照）を発出しました。

1 違反行為者の概要

名 称 フィリップ・モリス・ジャパン合同会社^注（法人番号 7010001067799）
所 在 地 東京都千代田区永田町二丁目 1 1 番 1 号山王パークタワー
代 表 者 代表社員 フィリップ・モリス・プロダクツ・エス・アー
設立年月 平成 2 8 年 1 0 月
資 本 金 1 億 2 0 0 0 万円（令和 2 年 6 月現在）

2 課徴金納付命令の概要

(1) 課徴金対象行為（違反行為）に係る商品

別表 1-1 記載の商品（以下「特定本件商品①」という。）及び別表 1-2 記載の商品（以下「特定本件商品②」という。）（以下これらを併せて「特定本件 2 商品」という。）

(2) 課徴金対象行為

ア 表示媒体

(7) 特定本件商品①

別表 2 「表示店舗」欄記載の店舗に設置した「フライヤー」と称する店頭表示物（以下「フライヤー」という。）、「ブローシャースタンド」と称する店頭表示物（以下「ブローシャースタンド」という。）又は「iQOS コーナー」と称する店頭表示物（以下「iQOS コーナー」という。）

(1) 特定本件商品②

別表 3 「表示店舗」欄記載の店舗に設置したフライヤー又は iQOS コーナー

注 フィリップ・モリス・ジャパン合同会社は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日付けでフィリップ・モリス・ジャパン株式会社が組織変更したものである。

イ 課徴金対象行為をした期間

(7) 特定本件商品①

別表4-1「課徴金対象行為をした期間」欄記載の各期間

(1) 特定本件商品②

別表4-2「課徴金対象行為をした期間」欄記載の各期間

ウ 表示内容

(7) 特定本件商品① (別紙1)

例えば、平成28年1月1日から同年5月31日までの間に東京都等に所在するコンビニエンスストアに設置したフライヤーにおいて、「アプリ・Webで会員登録すれば4,600円OFF」、「iQOSキット メーカー希望小売価格9,980円(税込)▼5,380円(税込)」、「会員登録キャンペーン期間：2016/5/31まで」等と表示するなど、別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示地域」欄記載の地域に所在する同表「表示店舗」欄記載の店舗に設置した同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同欄記載の期間内又は期限までに、「iQOSキット(バージョン2.4)」と称する商品(以下「iQOSキット(バージョン2.4)」という。)の購入に伴い会員登録を行った場合又は「nanacoカード」と称する会員制電子マネー(以下「nanacoカード」という。)を使用してiQOSキット(バージョン2.4)を購入した場合に限り、同欄記載の値引きが適用される又は「nanacoポイント」と称するポイント(以下「nanacoポイント」という。)が付与されるかのように表示していた。

(1) 特定本件商品② (別紙2)

例えば、平成29年6月6日から同年9月20日までの間に東京都等に所在するコンビニエンスストアに設置したIQOSコーナーにおいて、「お一人様各一台限り」、「専用クーポンの発券で、IQOSキットが3,000円OFF 専用クーポンの発券にはWebでの会員登録が必要です。」、「IQOS2.4Plusキット(ホワイト/ネイビー) メーカー希望小売価格10,980円(税込)▼7,980円(税込)」、「クーポン発券期間：発売開始日～2017/9/20まで」及び「クーポン引き換え期間：2017/9/30まで」と表示するなど、別表3「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示地域」欄記載の地域に所在する同表「表示店舗」欄記載の店舗に設置した同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同欄記載の期間内又は期限までに、会員登録を行った上で専用クーポンを使用して「IQOSキット(バージョン2.4Plus)」と称する商品(以下「IQOSキット(バージョン2.

4 Plus」という。)を購入した場合又は当該商品を購入後に会員登録を行った場合に限り、同欄記載の値引きが適用されるかのように表示していた。

エ 実際

(7) 特定本件商品①

実際には、平成28年1月1日から平成29年6月20日までのほとんど全ての期間において、別表2「表示内容」欄記載の値引きが適用される又はnanacoポイントが付与されるものであった。

(イ) 特定本件商品②

実際には、平成29年6月6日から平成30年3月21日までの期間において、別表3「表示内容」欄記載の値引きが適用されるものであった。

(注) 本件の課徴金納付命令は、フィリップ・モリス・ジャパンが行った特定本件2商品の販売キャンペーンに係る取引条件の表示を対象としたものであり、取引先事業者の販売方法を問題とするものではない。

(3) 課徴金対象期間

ア 特定本件商品①

別表4-1「課徴金対象期間」欄記載の各期間

イ 特定本件商品②

別表4-2「課徴金対象期間」欄記載の各期間

(4) 景品表示法第8条第1項ただし書きに該当しない理由

フィリップ・モリス・ジャパンは、特定本件2商品の各商品について、それぞれ、不当表示の防止等を図るための管理監督を十分に行うことなく、前記(2)の課徴金対象行為をしていた。

(5) 命令の概要（課徴金の額）

フィリップ・モリス・ジャパンは、令和3年1月25日までに、別表4-1及び別表4-2の「課徴金額」欄記載の額を合計した5億5274万円を支払わなければならない。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電話 03(3507)9240

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

別表 1-1

i Q O S キット（バージョン 2. 4）のうち、平成 2 8 年 4 月 1 日から同年 5 月 3 1 日までの間、同年 6 月 1 日から同年 7 月 3 1 日までの間、同年 8 月 1 日から同年 1 2 月 2 1 日までの間、同月 2 2 日から平成 2 9 年 3 月 2 1 日までの間又は同月 2 2 日から同年 6 月 2 0 日までの間に、株式会社セブン-イレブン・ジャパンが運営するコンビニエンスストア、同社のフランチャイズチェーンに加盟する事業者が経営するコンビニエンスストア若しくは同社とエリアフランチャイズ契約を締結する事業者が経営するコンビニエンスストア若しくは同事業者のフランチャイズチェーンに加盟する事業者が経営するコンビニエンスストア、株式会社ファミリーマートが運営するコンビニエンスストア、同社のフランチャイズチェーンに加盟する事業者が経営するコンビニエンスストア若しくは同社とエリアフランチャイズ契約を締結する事業者が経営するコンビニエンスストア若しくは同事業者のフランチャイズチェーンに加盟する事業者が経営するコンビニエンスストア又は株式会社ローソンが運営するコンビニエンスストア、同社のフランチャイズチェーンに加盟する事業者が経営するコンビニエンスストア若しくは同社とエリアフランチャイズ契約を締結する事業者が経営するコンビニエンスストア若しくは同事業者のフランチャイズチェーンに加盟する事業者が経営するコンビニエンスストアのいずれかの店舗（以下これらを併せて「コンビニ 3 社」という。）において、当該商品の購入に伴い会員登録を行うことにより、別表 2「表示内容」欄記載の値引きが適用されたもの又は n a n a c o カードを使用して当該商品を購入することにより、同欄記載の n a n a c o ポイントが付与されたもの

別表 1-2

I Q O S キット（バージョン 2. 4 P l u s）のうち、平成 2 9 年 6 月 6 日から同年 9 月 2 0 日までの間、同月 2 1 日から同年 1 2 月 2 1 日までの間又は同月 2 2 日から平成 3 0 年 3 月 2 1 日までの間に、コンビニ 3 社において、会員登録を行った上で専用クーポンを使用して当該商品を購入することにより、別表 3「表示内容」欄記載の値引きが適用されたもの又は当該商品を購入した後に会員登録を行うことにより、同欄記載の値引きが適用されたもの

別表 2

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
1	平成28年1月1日から 同年5月31日までの間	北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県	株式会社セブン-イレブン・ジャパンが運営するコンビニエンスストア、同社のフランチャイズチェーンに加盟する事業者が経営するコンビニエンスストア又は同社とエリアフランチャイズ契約を締結する事業者が経営するコンビニエンスストア（以下「セブンイレブン」という。）	フライヤー	<ul style="list-style-type: none"> ・「お一人様一回限り」 ・「アプリ・Webで会員登録すれば4,600円OFF」 ・「iQOSキット メーカー希望小売価格9,980円（税込）▼5,380円（税込）」 ・「会員登録キャンペーン期間：2016/5/31まで」 ・「※特別価格は、iQOSキット（iQOS本体単体）に適用されます。」
			株式会社ファミリーマートが運営するコ		<ul style="list-style-type: none"> ・「お一人様一回限り」 ・「アプリ・Webで会員登録す

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
			コンビニエンスストア、同社のフランチャイズチェーンに加盟する事業者が経営するコンビニエンスストア又は同社とエリアフランチャイズ契約を締結する事業者が経営するコンビニエンスストア若しくは同事業者のフランチャイズチェーンに加盟する事業者が経営するコンビニエンスストア（以下「ファミリーマート」という。）		れば4,600円OFF」 ・「iQOSキット メーカー希望小売価格9,980円（税込）▼5,380円（税込）」 ・「会員登録キャンペーン期間：2016/5/31まで」 ・「※特別価格は、iQOSキット（iQOS本体単体）に適用されます。」
	平成28年3月1日から同年5月31日までの間		株式会社ローソンが運営するコンビニエンスストア、同社のフランチャイズチェーンに加盟する事業者が経営するコンビニ		・「 <u>お一人様一回限り</u> 」 ・「アプリ・Webで会員登録すれば4,600円OFF」 ・「iQOSキット メーカー希望小売価格9,980円（税込）▼5,380円（税込）」

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
			エンスストア又は同社とエリアフランチャイズ契約を締結する事業者が経営するコンビニエンスストア若しくは同事業者のフランチャイズチェーンに加盟する事業者が経営するコンビニエンスストア（以下「ローソン」という。）		<ul style="list-style-type: none"> ・「会員登録キャンペーン期間：2016/5/31まで」 ・「※特別価格は、iQOSキット（iQOS本体単体）に適用されます。」
	平成28年4月18日から同年5月31日までの間	青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、	セブンイレブン		<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>お一人様一回限り</u>」 ・「アプリ・Webで会員登録すれば 4,600円OFF」 ・「iQOSキット メーカー希望小売価格9,980円（税込）▼5,380円（税込）」 ・「会員登録キャンペーン期間：2016/5/31まで」 ・「※特別価格は、iQOSキット（iQOS本体単体）に適用さ

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
		香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県			れます。」 <ul style="list-style-type: none"> ・「※北海道・宮城県・千葉県・埼玉県・東京都・神奈川県・愛知県・大阪府・京都府・兵庫県・広島県・福岡県（12都道府県）以外は2016/4/18以降、店頭にてiQOSキットが入荷次第、会員登録キャンペーンの特典を利用して購入が可能になります。」
			ファミリーマート		<ul style="list-style-type: none"> ・「お一人様一回限り」 ・「アプリ・Webで会員登録すれば 4,600円OFF」 ・「iQOSキット メーカー希望小売価格9,980円（税込）▼5,380円（税込）」 ・「会員登録キャンペーン期間：2016/5/31まで」 ・「※特別価格は、iQOSキット（iQOS本体単体）に適用されます。」 ・「※北海道・宮城県・千葉県・

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
					埼玉県・東京都・神奈川県・愛知県・大阪府・京都府・兵庫県・広島県・福岡県（12都道府県）以外は2016/4/18以降、店頭にてiQOSキットが入荷次第、会員登録キャンペーンの特典を利用して購入が可能になります。」
			ローソン		<ul style="list-style-type: none"> ・「お一人様一回限り」 ・「アプリ・Webで会員登録すれば 4,600円OFF」 ・「iQOSキット メーカー希望小売価格9,980円（税込）▼5,380円（税込）」 ・「会員登録キャンペーン期間：2016/5/31まで」 ・「※特別価格は、iQOSキット（iQOS本体単体）に適用されます。」 ・「※北海道・宮城県・千葉県・埼玉県・東京都・神奈川県・愛知県・大阪府・京都府・兵庫県・広

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
					<p>島県・福岡県（12都道府県）以外は2016/4/18以降、店頭にてiQOSキットが入荷次第、会員登録キャンペーンの特典を利用して購入が可能になります。」</p>
2	平成28年6月1日から 同年7月31日までの間	全国	セブンイレブン		<ul style="list-style-type: none"> ・「お一人様一回限り」 ・「アプリ・Webで会員登録すれば 4,600円OFF」 ・「iQOSキット メーカー希望小売価格9,980円（税込） ▼5,380円（税込）」 ・「会員登録キャンペーン期間：2016/7/31まで」 ・「※特別価格は、iQOSキット（iQOS本体単体）に適用されます。」
			ファミリーマート		<ul style="list-style-type: none"> ・「お一人様一回限り」 ・「アプリ・Webで会員登録すれば 4,600円OFF」 ・「iQOSキット メーカー希望小売価格9,980円（税込）」

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
					▼5,380円(税込) ・「会員登録キャンペーン期間：2016/7/31まで」 ・「※特別価格は、iQOSキット(iQOS本体単体)に適用されます。」
			ローソン		・「お一人様一回限り」 ・「アプリ・Webで会員登録すれば4,600円OFF」 ・「iQOSキット メーカー希望小売価格9,980円(税込) ▼5,380円(税込)」 ・「会員登録キャンペーン期間：2016/7/31まで」 ・「※特別価格は、iQOSキット(iQOS本体単体)に適用されます。」
3	平成28年8月1日から 同年12月21日までの間		セブンイレブン		・「総額3,000円相当の還元キャンペーン！」 ・「iQOSキット メーカー希望小売価格9,980円(税込) →実質6,980円(税込)」

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
					<ul style="list-style-type: none"> ・「nanacoで IQOSキットを購入すると、メーカー希望小売価格9,980円(税込)2,000nanacoポイントプレゼント! 対象購入期間:2016年8月1日~12月21日 + お一人様一回限り IQOS会員登録でキャッシュバック 1,000円 ※キャッシュバックは郵便為替を送付します。 申込み受付期間:2016年8月1日~12月31日」
	平成28年8月11日から 同年12月21日までの間		ファミリーマート		<ul style="list-style-type: none"> ・「お一人様一回限り」 ・「会員登録すれば 3,000円OFF」 ・「IQOSキット メーカー希望小売価格9,980円(税込)▼6,980円(税込)」 ・「登録対象期間:2016/8/11~12/21まで」
			ローソン		<ul style="list-style-type: none"> ・「お一人様一回限り」 ・「会員登録すれば 3,000円OFF」

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
					<p>円OFF」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「IQOSキット メーカー希望小売価格9,980円(税込) ▼6,980円(税込)」 ・「登録対象期間：2016/8/11～12/21まで」
4	平成28年12月22日から 平成29年3月21日までの間		セブンイレブン	ブローシャー スタンド	<ul style="list-style-type: none"> ・「総額3,000円相当の還元キャンペーン！」 ・「nanacoでIQOSキットを購入すると、メーカー希望小売価格9,980円(税込)2,000nanacoポイントプレゼント！ 好評につき期間延長 対象購入期間：2016年8月1日～2017年3月21日 + お一人様一回限り IQOS会員登録でキャッシュバック1,000円 ※キャッシュバックは郵便為替を送付します。 好評につき期間延長 申込み受付期間：2016年8月1日～2017年3月31日」

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
			ファミリーマート		<ul style="list-style-type: none"> ・「お一人様一回限り」 ・「アプリ・Webで会員登録すればIQOSキットが 3,000円OFF」 ・「好評につき期間延長」 ・「登録対象期間：2016/8/11～2017/3/21まで」
			ローソン		<ul style="list-style-type: none"> ・「お一人様一回限り」 ・「アプリ・Webで会員登録すればIQOSキットが 3,000円OFF」 ・「好評につき期間延長」 ・「登録対象期間：2016/8/11～2017/3/21まで」
			セブンイレブン		フライヤー
5	平成29年3月22日から 同年6月20日までの間				

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
					<ul style="list-style-type: none"> ・「登録対象期間：2017/4/1～2017/6/20まで」
			ファミリーマート	ブローシャー スタンド	<ul style="list-style-type: none"> ・「お一人様一回限り」 ・「アプリ・Webで会員登録するとIQOSキットが 3,000円OFF」 ・「好評につき期間延長」 ・「登録対象期間：2016/8/11～2017/6/20まで」
			ローソン		<ul style="list-style-type: none"> ・「お一人様一回限り」 ・「アプリ・Webで会員登録するとIQOSキットが 3,000円OFF」 ・「好評につき期間延長」 ・「登録対象期間：2016/8/11～2017/6/20まで」

別表3

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
1	平成29年6月6日から 同年9月20日までの間	宮城県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県	セブンイレブン	フライヤー	<ul style="list-style-type: none"> ・「お一人様各一台限り」 ・「専用クーポンの発券で、IQOSキットが3,000円OFF 専用クーポンの発券にはWebでの会員登録が必要です。」 ・「IQOSキット2.4Plusキット（ホワイト/ネイビー）メーカー希望小売価格10,980円（税込）▼7,980円（税込）」 ・「クーポン発券期間：発売開始日～2017/9/20まで」 ・「クーポン引き換え期間：2017/9/30まで」
	平成29年6月20日から 同年9月20日までの間	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県			
	平成29年6月6日から	宮城県、千葉県、埼玉	ファミリーマート	IQOSコー	・「お一人様各一台限り」

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
	同年9月20日までの間	県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県		ナー	<ul style="list-style-type: none"> ・「専用クーポンの発券で、IQOSキットが 3,000円OFF 専用クーポンの発券にはWebでの会員登録が必要です。」 ・「IQOS 2.4 Plus キット (ホワイト/ネイビー) メーカー希望小売価格10,980円 (税込) ▶7,980円 (税込)」 ・「クーポン発券期間：発売開始日～2017/9/20まで」 ・「クーポン引き換え期間：2017/9/30まで」
	平成29年6月20日から同年9月20日までの間	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県			
	平成29年6月6日から同年9月20日までの間	宮城県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県	ローソン		<ul style="list-style-type: none"> ・「お一人様各一台限り」 ・「専用クーポンの発券で、IQOSキットが 3,000円OFF

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
	平成29年6月20日から 同年9月20日までの間	庫県 北海道、青森県、岩手 県、秋田県、山形県、 福島県、茨城県、栃木 県、群馬県、新潟県、 富山県、石川県、福井 県、山梨県、長野県、 岐阜県、静岡県、愛知 県、三重県、滋賀県、 奈良県、和歌山県、鳥 取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島 県、香川県、愛媛県、 高知県、福岡県、佐賀 県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児 島県及び沖縄県			<p>F 専用クーポンの発券にはW e bでの会員登録が必要です。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「IQOS2.4Plusキッ ト(ホワイト/ネイビー)メー カー希望小売価格10,980円 (税込)▼7,980円(税込)」 ・「クーポン発券期間：発売開始 日～2017/9/20まで」 ・「クーポン引き換え期間：20 17/9/30まで」
2	平成29年9月21日から 同年12月21日までの間	全国	セブンイレブン		<ul style="list-style-type: none"> ・「お一人様各一台限り」 ・「専用クーポンの発券で、IQ OSキットが3,000円OFF F 専用クーポンの発券にはW e bでの会員登録が必要です。」

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
					<ul style="list-style-type: none"> ・「IQOS 2.4 Plus キット (ホワイト/ネイビー) メーカー希望小売価格 10,980円 (税込) ▶7,980円 (税込)」 ・「クーポン発券期間：2017/6/6～2017/12/21まで」 ・「クーポン引き換え期間：2017/12/31まで」
			ファミリーマート		<ul style="list-style-type: none"> ・「お一人様各一台限り」 ・「専用クーポンの発券で、IQOS キットが 3,000円OFF 専用クーポンの発券にはWebでの会員登録が必要です。」 ・「IQOS 2.4 Plus キット (ホワイト/ネイビー) メーカー希望小売価格 10,980円 (税込) ▶7,980円 (税込)」 ・「クーポン発券期間：2017/6/6～2017/12/21まで」 ・「クーポン引き換え期間：20

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
			ローソン		<p>17/12/31まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「お一人様各一台限り」 ・「専用クーポンの発券で、IQOSキットが 3,000円OFF 専用クーポンの発券にはWebでの会員登録が必要です。」 ・「IQOS 2.4 Plus キット (ホワイト/ネイビー) メーカー希望小売価格10,980円 (税込) ▶7,980円 (税込)」 ・「クーポン発券期間：2017/6/6～2017/12/21まで」 ・「クーポン引き換え期間：2017/12/31まで」
3	平成29年12月22日から平成30年3月21日までの間		セブンイレブン	フライヤー	<ul style="list-style-type: none"> ・「お一人様一台限り」 ・「専用クーポンの発券で、IQOSキットが 3,000円OFF 専用クーポンの発券にはWebでの会員登録が必要です。」 ・「クーポン発券期間：2017/6/6～2018/3/21まで」

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
					まで」 ・「クーポン引き換え期間：2018/3/31まで」 ・「IQOS 2.4 Plus キット（ホワイト/ネイビー）メーカー希望小売価格10,980円（税込）▶7,980円（税込）」
			ファミリーマート		・「 お一人様一台限り 」 ・「専用クーポンの発券で、IQOS キットが 3,000円OFF 専用クーポンの発券にはWebでの会員登録が必要です。」 ・「クーポン発券期間：2017/6/6～2018/3/21まで」 ・「クーポン引き換え期間：2018/3/31まで」 ・「IQOS 2.4 Plus キット（ホワイト/ネイビー）メーカー希望小売価格10,980円（税込）▶7,980円（税込）」
			ローソン		・「 お一人様一台限り 」

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
					<ul style="list-style-type: none"> ・「専用クーポンの発券で、IQOSキットが 3,000円OFF 専用クーポンの発券にはWebでの会員登録が必要です。」 ・「クーポン発券期間：2017/6/6～2018/3/21まで」 ・「クーポン引き換え期間：2018/3/31まで」 ・「IQOS2.4Plusキット（ホワイト/ネイビー）メーカー希望小売価格10,980円（税込）▶7,980円（税込）」

特定本件商品①

別表4-1

番号	課徴金対象行為	課徴金対象行為をした期間	課徴金対象期間	課徴金額
1	別表2「番号」欄に「1」と記載の表示をする行為	平成28年4月1日から同年5月31日までの間	平成28年4月1日から同年5月31日までの間	3099万円
2	別表2「番号」欄に「2」と記載の表示をする行為	平成28年6月1日から同年7月31日までの間	平成28年6月1日から同年7月31日までの間	2603万円
3	別表2「番号」欄に「3」と記載の表示をする行為	平成28年8月1日から同年12月21日までの間	平成28年8月1日から同年12月21日までの間	8008万円
4	別表2「番号」欄に「4」と記載の表示をする行為	平成28年12月22日から平成29年3月21日までの間	平成28年12月22日から平成29年3月21日までの間	8559万円
5	別表2「番号」欄に「5」と記載の表示をする行為	平成29年3月22日から同年6月20日までの間	平成29年3月22日から同年6月20日までの間	5986万円

特定本件商品②

別表4-2

番号	課徴金対象行為	課徴金対象行為をした期間	課徴金対象期間	課徴金額
1	別表3「番号」欄に「1」と記載の表示をする行為	平成29年6月6日から同年9月20日までの間	平成29年6月6日から同年9月20日までの間	1億3215万円
2	別表3「番号」欄に「2」と記載の表示をする行為	平成29年9月21日から同年12月21日までの間	平成29年9月21日から同年12月21日までの間	9334万円
3	別表3「番号」欄に「3」と記載の表示をする行為	平成29年12月22日から平成30年3月21日までの間	平成29年12月22日から平成30年3月21日までの間	4470万円

表示例

お一人様一回限り 会員登録すれば

3,000円OFF

IQOSキット



メーカー希望小売価格
~~9,980円~~ (税込)

6,980円 (税込)

登録対象期間：2016/8/11～12/21まで

表示例

お一人様 各一台限り
専用クーポンの発券で、
IQOSキットが

3,000円OFF

専用クーポンの発券にはWebでの会員登録が必要です。

 IQOS 2.4Plus キット (ホワイト/ネイビー)

メーカー希望小売価格
~~10,980円~~ (税込) **7,980円** (税込)

クーポン発券期間：
2017/6/6～2017/12/21まで
クーポン引き換え期間：
2017/12/31まで

IQOSキット(従来品)のクーポン引き換えは、2017/10/1以降適用外となります。
クーポン発券期間：2017/9/20まで クーポン引き換え期間：2017/9/30まで

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（課徴金納付命令）

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫

に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
 - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示
- 2 前項に規定する「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間（課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日（同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置をとつたときは、その日）までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡つて三年間とする。）をいう。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。

（課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減額）

第九条 前条第一項の場合において、内閣総理大臣は、当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告したときは、同項の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。

（返金措置の実施による課徴金の額の減額等）

第十条 第十五条第一項の規定による通知を受けた者は、第八条第二項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているものからの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭を交付する措置（以下この条及び次条において「返金措置」という。）を実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする返金措置（以下この条において「実施予定返金措置」という。）に関する計画（以下この条において「実施予定返金措置計画」という。）を作成し、これを第十五条第一項に規定する弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる。

- 2 実施予定返金措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 実施予定返金措置の内容及び実施期間
 - 二 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法に関する事項
 - 三 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 3 実施予定返金措置計画には、第一項の認定の申請前に既に実施した返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該申請前に実施した返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものを記載することができる。
- 4 第一項の認定の申請をした者は、当該申請後これに対する処分を受けるまでの間に返金措置

- を実施したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施予定返金措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認める場合でなければ、その認定をしてはならない。
- 一 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 二 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者（当該実施予定返金措置計画に第三項に規定する事項が記載されている場合又は前項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置が実施された者を含む。）のうち特定の者について不当に差別的でないものであること。
 - 三 当該実施予定返金措置計画に記載されている第二項第一号に規定する実施期間が、当該課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進するため相当と認められる期間として内閣府令で定める期間内に終了するものであること。
- 6 第一項の認定を受けた者（以下この条及び次条において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る実施予定返金措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
- 7 第五項の規定は、前項の認定について準用する。
- 8 内閣総理大臣は、認定事業者による返金措置が第一項の認定を受けた実施予定返金措置計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二項において「認定実施予定返金措置計画」という。）に適合して実施されていないと認めるときは、第一項の認定（第六項の規定による変更の認定を含む。次項及び第十項ただし書において単に「認定」という。）を取り消さなければならない。
- 9 内閣総理大臣は、認定をしたとき又は前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、これらの処分の対象者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。
- 10 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、次条第一項に規定する報告の期限までの間は、認定事業者に対し、課徴金の納付を命じることができない。ただし、第八項の規定により認定を取り消した場合には、この限りでない。

第十一条 認定事業者（前条第八項の規定により同条第一項の認定（同条第六項の規定による変更の認定を含む。）を取り消されたものを除く。第三項において同じ。）は、同条第一項の認定後に実施された認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果について、当該認定実施予定返金措置計画に記載されている同条第二項第一号に規定する実施期間の経過後一週間以内に、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、第八条第一項の場合において、前項の規定による報告に基づき、前条第一項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置（当該認定実施予定返金措置計画に同条第三項に規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置を含む。）において交付された金銭の額として内閣府令で定めるところにより計算した額を第八条第一項又は第九条の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。この場合において、当該内閣府令で定めるところにより計算した額を当該課徴金の額から減額した額が零を下回るときは、当該額は、零とする。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満となつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、認定事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。この場合において、内閣総理大臣は、速やかに、当該認定事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

（課徴金の納付義務等）

第十二条 課徴金納付命令を受けた者は、第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計

算した課徴金を納付しなければならない。

2 第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3～6 (省略)

7 課徴金対象行為をやめた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～11 (省略)

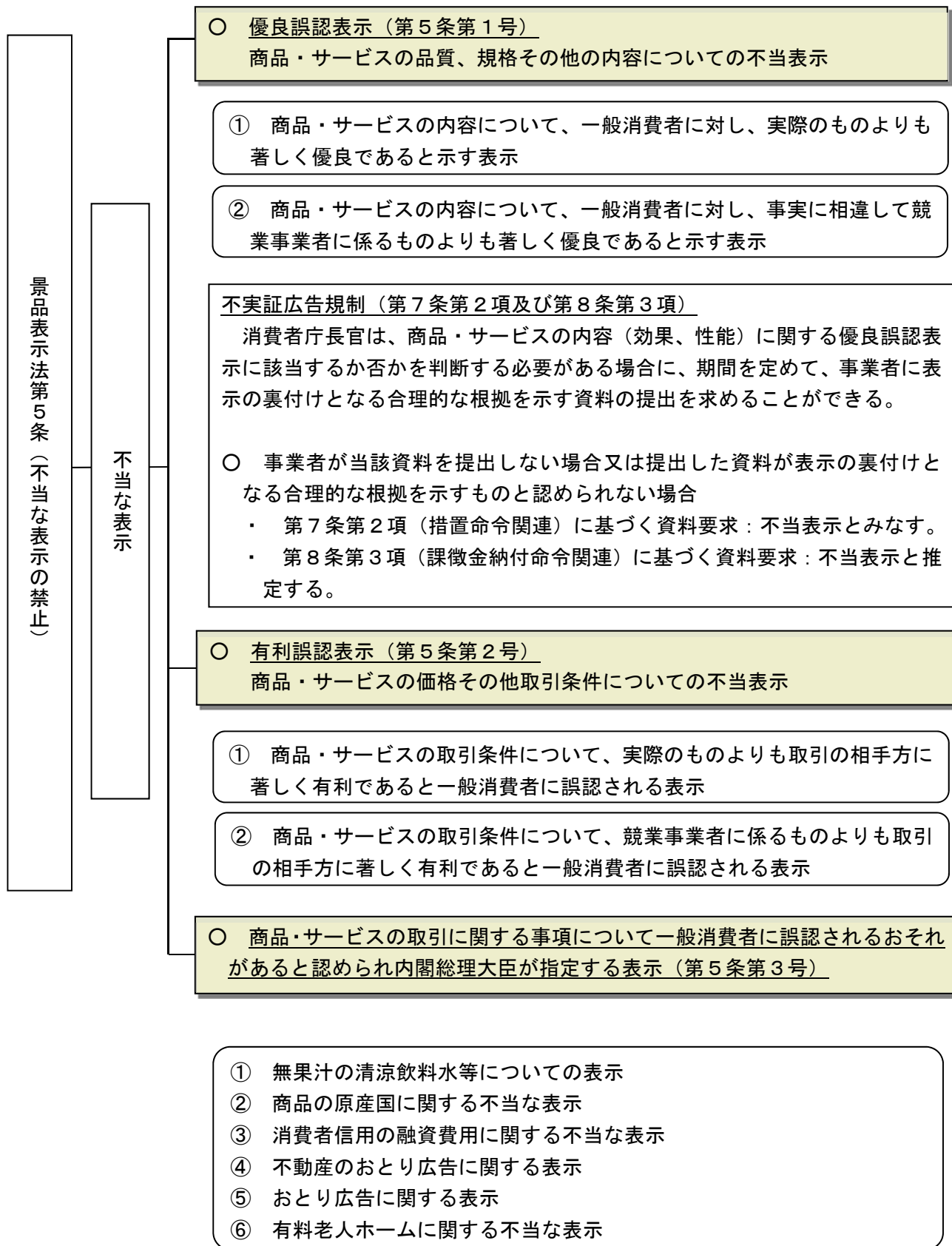
○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百十八号)

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要



課徴金制度の概要

目的 不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

課徴金納付命令 (第8条)

・ **対象行為**：優良誤認表示行為、有利誤認表示行為を対象とする。

不実証広告規制に係る表示について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を優良誤認表示と推定して課徴金を賦課する。

・ **課徴金額の算定**：対象商品・役務の売上額に3%を乗じる。

・ **対象期間**：3年間を上限とする。

・ **主観的要素**：違反事業者が不当な表示であることを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるときは、課徴金を賦課しない。

・ **規模基準**：課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない。

課徴金対象行為該当事実の報告による課徴金額の減額 (第9条)

課徴金対象行為に該当する事実を報告した事業者に対し、課徴金額の2分の1を減額する。

除斥期間 (第12条第7項)

違反行為をやめた日から5年を経過したときは、課徴金を賦課しない。

賦課手続 (第13条)

違反事業者に対する手続保障として、弁明の機会を付与する。

返金措置の実施による課徴金額の減額 (第10条・第11条)

事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合は、課徴金を命じない又は減額する。

※返金措置＝対象商品・役務の取引をしたことが特定される一般消費者からの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の購入額に3%を乗じた額以上の金銭を交付する措置。

1: 実施予定返金措置計画の作成・認定

返金措置を実施しようとする事業者は、実施予定返金措置計画を作成し、消費者庁長官の認定を受ける。

2: 返金措置の実施

事業者は、実施予定返金措置計画に沿って返金措置を実施する。

3: 報告期限までに報告

返金措置における金銭交付相当額が課徴金額未満の場合

課徴金額の減額

返金措置における金銭交付相当額が課徴金額以上の場合

課徴金の納付を命じない

制度開始日

平成28年4月1日

※別添写しについては、添付を省略しています。

別添

消表対第920号
令和2年6月24日

フィリップ・モリス・ジャパン合同会社
代表社員 フィリップ・モリス・プロダクツ・エス・アー

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「iQOSキット(バージョン2.4)」と称する商品(以下「本件商品①」という。)及び「IQOSキット(バージョン2.4 Plus)」と称する商品(以下「本件商品②」という。)(以下これらを併せて「本件2商品」という。)の各商品の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)第5条の規定により禁止されている同条第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

フィリップ・モリス・ジャパン合同会社(以下「フィリップ・モリス・ジャパン」という。)は、課徴金として金5億5274万円を令和3年1月25日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、フィリップ・モリス・ジャパンは、自己の供給する本件2商品の各商品の取引に関し、それぞれ、本件2商品の各商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品表示法第5条第2号に該当するものであって、かかる行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る商品は、別表1-1記

載の本件商品①（以下「特定本件商品①」という。）及び別表 1－2 記載の本件商品②（以下「特定本件商品②」という。）（以下これらを併せて「特定本件 2 商品」という。）の各商品である。

イ(ア) a 特定本件商品①について、フィリップ・モリス・ジャパンが別紙中の別表 1 「番号」欄に「1」ないし「5」と記載の表示をする行為に係る課徴金対象行為をした期間は、それぞれ、別表 2－1 「番号」欄の「1」ないし「5」に対応する同表「課徴金対象行為をした期間」欄記載の各期間である。

b フィリップ・モリス・ジャパンは、特定本件商品①について、前記 a の課徴金対象行為をやめた後そのやめた各日から 6 月を経過する各日までの間において、それぞれ、取引をしていない。

c 前記 a 及び b によれば、特定本件商品①について、前記 a の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、それぞれ、別表 2－1 「課徴金対象期間」欄記載の各期間である。

(イ) a 特定本件商品②について、フィリップ・モリス・ジャパンが別紙中の別表 2 「番号」欄に「1」ないし「3」と記載の表示をする行為に係る課徴金対象行為をした期間は、それぞれ、別表 2－2 「番号」欄の「1」ないし「3」に対応する同表「課徴金対象行為をした期間」欄記載の各期間である。

b フィリップ・モリス・ジャパンは、特定本件商品②について、前記 a の課徴金対象行為をやめた後そのやめた各日から 6 月を経過する各日までの間において、それぞれ、取引をしていない。

c 前記 a 及び b によれば、特定本件商品②について、前記 a の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、それぞれ、別表 2－2 「課徴金対象期間」欄記載の各期間である。

ウ 前記イ(ア) c 及び(イ) c の課徴金対象期間に取引をした特定本件 2 商品の各商品に係るフィリップ・モリス・ジャパンの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成 21 年政令第 218 号）第 1 条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、それぞれ、別表 2－1 及び別表 2－2 「売上額」欄記載の額である。

エ フィリップ・モリス・ジャパンは、特定本件 2 商品の各商品について、それぞれ、不当表示の防止等を図るための管理監督を十分に行うことなく、前記 1 の課徴金対象行為をしていたことから、それぞれ、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第 8 条第 1 項第 2 号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、フィリップ・モリス・ジャパンが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第 8 条第 1 項の規定により、前記(1)ウの特定本件 2 商品の各商品の売上額に、それぞれ、100分の3を乗じて得た額から、同法第 12 条第 2

項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算出した別表2-1及び別表2-2「課徴金額」欄記載の額を合計した5億5274万円である。

よって、フィリップ・モリス・ジャパンに対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表 1-1

本件商品①のうち、平成28年4月1日から同年5月31日までの間、同年6月1日から同年7月31日までの間、同年8月1日から同年12月21日までの間、同月22日から平成29年3月21日までの間又は同月22日から同年6月20日までの間に、株式会社セブン-イレブン・ジャパンが運営するコンビニエンスストア、同社のフランチャイズチェーンに加盟する事業者が経営するコンビニエンスストア若しくは同社とエリアフランチャイズ契約を締結する事業者が経営するコンビニエンスストア若しくは同事業者のフランチャイズチェーンに加盟する事業者が経営するコンビニエンスストア、株式会社ファミリーマートが運営するコンビニエンスストア、同社のフランチャイズチェーンに加盟する事業者が経営するコンビニエンスストア若しくは同社とエリアフランチャイズ契約を締結する事業者が経営するコンビニエンスストア若しくは同事業者のフランチャイズチェーンに加盟する事業者が経営するコンビニエンスストア又は株式会社ローソンが運営するコンビニエンスストア、同社のフランチャイズチェーンに加盟する事業者が経営するコンビニエンスストア若しくは同社とエリアフランチャイズ契約を締結する事業者が経営するコンビニエンスストア若しくは同事業者のフランチャイズチェーンに加盟する事業者が経営するコンビニエンスストアのいずれかの店舗（以下これらを併せて「コンビニ3社」という。）において、当該商品の購入に伴い会員登録を行うことにより、別紙中の別表1「表示内容」欄記載の値引きが適用されたもの又は「nanacoカード」と称する会員制電子マネーを使用して当該商品を購入することにより、同欄記載の「nanacoポイント」と称するポイントが付与されたもの

別表 1-2

本件商品②のうち、平成29年6月6日から同年9月20日までの間、同月21日から同年12月21日までの間又は同月22日から平成30年3月21日までの間に、コンビニ3社において、会員登録を行った上で専用クーポンを使用して当該商品を購入することにより、別紙中の別表2「表示内容」欄記載の値引きが適用されたもの又は当該商品を購入した後に会員登録を行うことにより、同欄記載の値引きが適用されたもの

特定本件商品①

別表 2 - 1

番号	課徴金対象行為	課徴金対象行為をした期間	課徴金対象期間	売上額	課徴金額
1	別紙中の別表 1「番号」欄に「1」と記載の表示をする行為	平成 28 年 4 月 1 日から 同年 5 月 31 日までの間	平成 28 年 4 月 1 日から 同年 5 月 31 日までの間	1,033,016,730 円	30,990,000 円
2	別紙中の別表 1「番号」欄に「2」と記載の表示をする行為	平成 28 年 6 月 1 日から 同年 7 月 31 日までの間	平成 28 年 6 月 1 日から 同年 7 月 31 日までの間	867,807,272 円	26,030,000 円
3	別紙中の別表 1「番号」欄に「3」と記載の表示をする行為	平成 28 年 8 月 1 日から 同年 12 月 21 日までの間	平成 28 年 8 月 1 日から 同年 12 月 21 日までの間	2,669,569,948 円	80,080,000 円
4	別紙中の別表 1「番号」欄に「4」と記載の表示をする行為	平成 28 年 12 月 22 日から 平成 29 年 3 月 21 日までの間	平成 28 年 12 月 22 日から 平成 29 年 3 月 21 日までの間	2,853,082,782 円	85,590,000 円
5	別紙中の別表 1「番号」欄に「5」と記載の表示をする行為	平成 29 年 3 月 22 日から 同年 6 月 20 日までの間	平成 29 年 3 月 22 日から 同年 6 月 20 日までの間	1,995,599,032 円	59,860,000 円

5

特定本件商品②

別表 2 - 2

番号	課徴金対象行為	課徴金対象行為をした期間	課徴金対象期間	売上額	課徴金額
1	別紙中の別表 2「番号」欄に「1」と記載の表示をする行為	平成 29 年 6 月 6 日から 同年 9 月 20 日までの間	平成 29 年 6 月 6 日から 同年 9 月 20 日までの間	4,405,014,180 円	132,150,000 円
2	別紙中の別表 2「番号」欄に「2」と記載の表示をする行為	平成 29 年 9 月 21 日から 同年 12 月 21 日までの間	平成 29 年 9 月 21 日から 同年 12 月 21 日までの間	3,111,563,747 円	93,340,000 円
3	別紙中の別表 2「番号」欄に「3」と記載の表示をする行為	平成 29 年 12 月 22 日から 平成 30 年 3 月 21 日までの間	平成 29 年 12 月 22 日から 平成 30 年 3 月 21 日までの間	1,490,225,004 円	44,700,000 円

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 フィリップ・モリス・ジャパン合同会社（以下「フィリップ・モリス・ジャパン」という。）は、東京都千代田区永田町二丁目11番1号山王パークタワーに本店を置き、たばこの輸入及び販売、電化製品の輸出入及び販売、日本で販売されるたばこに関する広告物制作業務及び販売促進業務等を営む事業者である。
- 2 フィリップ・モリス・ジャパンは、平成28年10月1日にフィリップ・モリス・ジャパン株式会社が組織変更したものである。
- 3 フィリップ・モリス・ジャパンは、取引先事業者を通じて「iQOSキット(バージョン2.4)」と称する商品（以下「本件商品①」という。）及び「I Q O S キット (バージョン2.4 P l u s)」と称する商品（以下「本件商品②」という。）（以下これらを併せて「本件2商品」という。）の各商品を一般消費者に販売している。
- 4 フィリップ・モリス・ジャパンは、本件2商品の各商品について、取引先事業者の店舗に設置した「フライヤー」と称する店頭表示物（以下「フライヤー」という。）、「ブローシャースタンド」と称する店頭表示物（以下「ブローシャースタンド」という。）及び「I Q O S コーナー」と称する店頭表示物（以下「I Q O S コーナー」という。）の表示内容を自ら決定している。
- 5(1)ア フィリップ・モリス・ジャパン（平成28年9月30日以前にあっては、フィリップ・モリス・ジャパン株式会社）は、本件商品①を一般消費者に販売するに当たり、平成28年1月1日から平成29年6月20日までの間、例えば、平成28年1月1日から同年5月31日までの間に東京都等に所在するコンビニエンスストアに設置したフライヤーにおいて、「アプリ・Webで会員登録すれば4,600円OFF」、「iQOSキット メーカー希望小売価格~~9,980円~~（税込）▼5,380円（税込）」、「会員登録キャンペーン期間：2016/5/31まで」等と表示するなど、別表1「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示地域」欄記載の地域に所在する同表「表示店舗」欄記載の店舗に設置した同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同欄記載の期間内又は期限までに、本件商品①の購入に伴い会員登録を行った場合又は「nanaoカード」と称する会員制電子マネーを使用して本件商品①を購入した場合に限り、同欄記載の値引きが適用される又は「nanaoポイント」と称するポイント（以下「nanaoポイント」という。）が付与されるかのように表示していた。
- イ 実際には、平成28年1月1日から平成29年6月20日までのほとんど

全ての期間において、本件商品①について別表1「表示内容」欄記載の値引きが適用される又はn a n a c oポイントが付与されるものであった。

- (2)ア フィリップ・モリス・ジャパンは、本件商品②を一般消費者に販売するに当たり、平成29年6月6日から平成30年3月21日までの間、例えば、平成29年6月6日から同年9月20日までの間に東京都等に所在するコンビニエンスストアに設置したIQOSコーナーにおいて、「お一人様各一台限り」、「専用クーポンの発券で、IQOSキットが 3,000円OFF 専用クーポンの発券にはWebでの会員登録が必要です。」、「IQOS 2.4 Plusキット(ホワイト/ネイビー) メーカー希望小売価格~~10,980円~~(税込) ▼7,980円(税込)」、「クーポン発券期間：発売開始日～2017/9/20まで」及び「クーポン引き換え期間：2017/9/30まで」と表示するなど、別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示地域」欄記載の地域に所在する同表「表示店舗」欄記載の店舗に設置した同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同欄記載の期間内又は期限までに、会員登録を行った上で専用クーポンを使用して本件商品②を購入した場合又は本件商品②を購入後に会員登録を行った場合に限り、同欄記載の値引きが適用されるかのように表示していた。

- イ 実際には、平成29年6月6日から平成30年3月21日までの期間において、本件商品②について別表2「表示内容」欄記載の値引きが適用されるものであった。

別表 1

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
1	平成28年1月1日から 同年5月31日までの間	北海道、宮城県、 埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、 愛知県、京都府、 大阪府、兵庫県、 広島県及び福岡県	株式会社セブン イレブン・ジャ パンが運営するコ ンビニエンススト ア、同社のフラン チャイズチェーン に加盟する事業者 が経営するコンビ ニエンスストア又 は同社とエリアフ ランチャイズ契約 を締結する事業者 が経営するコンビ ニエンスストア若 しくは同事業者の フランチャイズ チェーンに加盟す る事業者が経営す るコンビニエンス ストア（以下「セ ブンイレブン」と いう。）	フライヤー	・「お一人様一回限り」 ・「アプリ・Webで会員登録す れば4,600円OFF」 ・「iQOSキット メーカー希 望小売価格 9,980円 （税込） ▼5,380円（税込）」 ・「会員登録キャンペーン期間： 2016/5/31まで」 ・「※特別価格は、iQOSキッ ト（iQOS本体単体）に適用さ れます。」
			株式会社ファミ リーマートが運営 するコンビニエン スストア、同社の フランチャイズ チェーンに加盟す		・「お一人様一回限り」 ・「アプリ・Webで会員登録す れば4,600円OFF」 ・「iQOSキット メーカー希 望小売価格 9,980円 （税込） ▼5,380円（税込）」

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
			<p>る事業者が経営するコンビニエンスストア又は同社とエリアフランチャイズ契約を締結する事業者が経営するコンビニエンスストア若しくは同事業者のフランチャイズチェーンに加盟する事業者が経営するコンビニエンスストア（以下「ファミリーマート」という。）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・「会員登録キャンペーン期間：2016/5/31まで」 ・「※特別価格は、iQOSキット（iQOS本体単体）に適用されます。」
	<p>平成28年3月1日から同年5月31日までの間</p>		<p>株式会社ローソンが運営するコンビニエンスストア、同社のフランチャイズチェーンに加盟する事業者が経営するコンビニエンスストア又は同社とエリアフランチャイズ契約を締結する事業者が経営するコンビニエンスストア若しくは同事業者のフラ</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・「お一人様一回限り」 ・「アプリ・Webで会員登録すれば4,600円OFF」 ・「iQOSキット メーカー希望小売価格9,980円（税込）▼5,380円（税込）」 ・「会員登録キャンペーン期間：2016/5/31まで」 ・「※特別価格は、iQOSキット（iQOS本体単体）に適用されます。」

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
			ンチャイズチェーンに加盟する事業者が経営するコンビニエンスストア (以下「ローソン」という。)		
	平成28年4月18日から 同年5月31日までの間	青森県、岩手県、 秋田県、山形県、 福島県、茨城県、 栃木県、群馬県、 新潟県、富山県、 石川県、福井県、 山梨県、長野県、 岐阜県、静岡県、 三重県、滋賀県、 奈良県、和歌山県、 鳥取県、島根県、 岡山県、山口県、 徳島県、香川県、 愛媛県、高知県、 佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県 及び沖縄県	セブンイレブン		<ul style="list-style-type: none"> ・「お一人様一回限り」 ・「アプリ・Webで会員登録すれば 4,600円OFF」 ・「iQOSキット メーカー希望小売価格9,980円(税込) ▼5,380円(税込)」 ・「会員登録キャンペーン期間：2016/5/31まで」 ・「※特別価格は、iQOSキット(iQOS本体単体)に適用されます。」 ・「※北海道・宮城県・千葉県・埼玉県・東京都・神奈川県・愛知県・大阪府・京都府・兵庫県・広島県・福岡県(12都道府県)以外は2016/4/18以降、店頭でiQOSキットが入荷次第、会員登録キャンペーンの特典を利用して購入が可能になります。」
			ファミリーマート		<ul style="list-style-type: none"> ・「お一人様一回限り」 ・「アプリ・Webで会員登録すれば 4,600円OFF」

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
					<ul style="list-style-type: none"> ・「i Q O Sキット メーカー希望小売価格9,980円（税込）▼5,380円（税込）」 ・「会員登録キャンペーン期間：2016/5/31まで」 ・「※特別価格は、i Q O Sキット（i Q O S本体単体）に適用されます。」 ・「※北海道・宮城県・千葉県・埼玉県・東京都・神奈川県・愛知県・大阪府・京都府・兵庫県・広島県・福岡県（12都道府県）以外は2016/4/18以降、店頭でi Q O Sキットが入荷次第、会員登録キャンペーンの特典を利用して購入が可能になります。」
			ローソン		<ul style="list-style-type: none"> ・「お一人様一回限り」 ・「アプリ・Webで会員登録すれば 4,600円OFF」 ・「i Q O Sキット メーカー希望小売価格9,980円（税込）▼5,380円（税込）」 ・「会員登録キャンペーン期間：2016/5/31まで」 ・「※特別価格は、i Q O Sキット（i Q O S本体単体）に適用されます。」 ・「※北海道・宮城県・千葉県・埼玉県・東京都・神奈川県・愛知

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
					県・大阪府・京都府・兵庫県・広島県・福岡県（12都道府県）以外は2016/4/18以降、店頭でiQOSキットが入荷次第、会員登録キャンペーンの特典を利用して購入が可能になります。」
2	平成28年6月1日から同年7月31日までの間	全国	セブンイレブン		<ul style="list-style-type: none"> ・「お一人様一回限り」 ・「アプリ・Webで会員登録すれば 4,600円OFF」 ・「iQOSキット メーカー希望小売価格9,980円（税込）▼5,380円（税込）」 ・「会員登録キャンペーン期間：2016/7/31まで」 ・「※特別価格は、iQOSキット（iQOS本体単体）に適用されます。」
			ファミリーマート		<ul style="list-style-type: none"> ・「お一人様一回限り」 ・「アプリ・Webで会員登録すれば 4,600円OFF」 ・「iQOSキット メーカー希望小売価格9,980円（税込）▼5,380円（税込）」 ・「会員登録キャンペーン期間：2016/7/31まで」 ・「※特別価格は、iQOSキット（iQOS本体単体）に適用されます。」

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
			ローソン		<ul style="list-style-type: none"> ・「お一人様一回限り」 ・「アプリ・Webで会員登録すれば 4,600円OFF」 ・「iQOSキット メーカー希望小売価格9,980円（税込）▼5,380円（税込）」 ・「会員登録キャンペーン期間：2016/7/31まで」 ・「※特別価格は、iQOSキット（iQOS本体単体）に適用されます。」
3	平成28年8月1日から 同年12月21日までの間		セブンイレブン		<ul style="list-style-type: none"> ・「総額3,000円相当の還元キャンペーン！」 ・「IQOSキット メーカー希望小売価格9,980円（税込）→実質6,980円（税込）」 ・「nanacoでIQOSキットを購入すると、メーカー希望小売価格9,980円（税込）2,000nanacoポイントプレゼント！ 対象購入期間：2016年8月1日～12月21日 + お一人様一回限り IQOS会員登録でキャッシュバック 1,000円 ※キャッシュバックは郵便為替を送付します。 申込み受付期間：2016年8月1日～12月31日」
	平成28年8月11日から		ファミリーマート		<ul style="list-style-type: none"> ・「お一人様一回限り」

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
	同年12月21日までの間				<ul style="list-style-type: none"> ・「会員登録すれば 3,000円OFF」 ・「IQOSキット メーカー希望小売価格9,980円 (税込) ▼6,980円 (税込)」 ・「登録対象期間：2016/8/11～12/21まで」
			ローソン		<ul style="list-style-type: none"> ・「お一人様一回限り」 ・「会員登録すれば 3,000円OFF」 ・「IQOSキット メーカー希望小売価格9,980円 (税込) ▼6,980円 (税込)」 ・「登録対象期間：2016/8/11～12/21まで」
4	平成28年12月22日から平成29年3月21日までの間		セブンイレブン	ブローチャー スタンド	<ul style="list-style-type: none"> ・「総額3,000円相当の還元キャンペーン！」 ・「nanacoでIQOSキットを購入すると、メーカー希望小売価格9,980円(税込)2,000nanacoポイントプレゼント！ 好評につき期間延長 対象購入期間：2016年8月1日～2017年3月21日 + お一人様一回限り IQOS会員登録でキャッシュバック 1,000円 ※キャッシュバックは郵便為替を送付します。 好評につき期間延長 申

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
			ファミリーマート		込み受付期間：2016年8月1日～2017年3月31日 ・「お一人様一回限り」 ・「アプリ・Webで会員登録すればIQOSキットが 3,000円OFF」 ・「好評につき期間延長」 ・「登録対象期間：2016/8/11～2017/3/21まで」
			ローソン		・「お一人様一回限り」 ・「アプリ・Webで会員登録すればIQOSキットが 3,000円OFF」 ・「好評につき期間延長」 ・「登録対象期間：2016/8/11～2017/3/21まで」
5	平成29年3月22日から同年6月20日までの間		セブンイレブン	フライヤー	・「お一人様一回限り」 ・「会員登録すると 3,000円OFF」 ・「IQOSキット メーカー希望小売価格9,980円(税込) ▼6,980円(税込)」 ・「登録対象期間：2017/4/1～2017/6/20まで」
			ファミリーマート	ブローシャー スタンド	・「お一人様一回限り」 ・「アプリ・Webで会員登録するとIQOSキットが 3,000円OFF」

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
					0円OFF」 ・「好評につき期間延長」 ・「登録対象期間：2016/8/11～2017/6/20まで」
			ローソン		・「お一人様一回限り」 ・「アプリ・Webで会員登録するとIQOSキットが3,000円OFF」 ・「好評につき期間延長」 ・「登録対象期間：2016/8/11～2017/6/20まで」

別表 2

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
1	平成29年6月6日から 同年9月20日までの間	宮城県、千葉県、 埼玉県、東京都、 神奈川県、京都府、 大阪府及び兵庫県	セブンイレブン	フライヤー	<ul style="list-style-type: none"> ・「お一人様各一台限り」 ・「専用クーポンの発券で、IQOSキットが 3,000円OFF 専用クーポンの発券にはWebでの会員登録が必要です。」 ・「IQOSキット2.4Plusキット（ホワイト/ネイビー）メーカー希望小売価格10,980円（税込）▼7,980円（税込）」 ・「クーポン発券期間：発売開始日～2017/9/20まで」 ・「クーポン引き換え期間：2017/9/30まで」
	平成29年6月20日から 同年9月20日までの間	北海道、青森県、 岩手県、秋田県、 山形県、福島県、 茨城県、栃木県、 群馬県、新潟県、 富山県、石川県、 福井県、山梨県、 長野県、岐阜県、 静岡県、愛知県、 三重県、滋賀県、 奈良県、和歌山県、 鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、 高知県、福岡県、 佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県 及び沖縄県			
	平成29年6月6日から 同年9月20日までの間	宮城県、千葉県、 埼玉県、東京都、 神奈川県、京都府、 大阪府及び兵庫県	ファミリーマート	IQOSコー ナー	<ul style="list-style-type: none"> ・「お一人様各一台限り」 ・「専用クーポンの発券で、IQOSキットが 3,000円OFF

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
	平成29年6月20日から 同年9月20日までの間	北海道、青森県、 岩手県、秋田県、 山形県、福島県、 茨城県、栃木県、 群馬県、新潟県、 富山県、石川県、 福井県、山梨県、 長野県、岐阜県、 静岡県、愛知県、 三重県、滋賀県、 奈良県、和歌山県、 鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、 高知県、福岡県、 佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県 及び沖縄県			F 専用クーポンの発券にはW e bでの会員登録が必要です。」 ・「IQOS2.4Plusキッ ト(ホワイト/ネイビー)メー カー希望小売価格 10,980円 (税込)▶7,980円(税込)」 ・「クーポン発券期間：発売開始 日～2017/9/20まで」 ・「クーポン引き換え期間：20 17/9/30まで」
	平成29年6月6日から 同年9月20日までの間	宮城県、千葉県、 埼玉県、東京都、 神奈川県、京都府、 大阪府及び兵庫県	ローソン		・「 お一人様各一台限り 」 ・「専用クーポンの発券で、IQ OSキットが 3,000円OFF 専用クーポンの発券にはW e bでの会員登録が必要です。」 ・「IQOS2.4Plusキッ ト(ホワイト/ネイビー)メー カー希望小売価格 10,980円 (税込)▼7,980円(税込)」 ・「クーポン発券期間：発売開始
	平成29年6月20日から 同年9月20日までの間	北海道、青森県、 岩手県、秋田県、 山形県、福島県、 茨城県、栃木県、 群馬県、新潟県、 富山県、石川県、			

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
		福井県、山梨県、 長野県、岐阜県、 静岡県、愛知県、 三重県、滋賀県、 奈良県、和歌山県、 鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、 高知県、福岡県、 佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県 及び沖縄県			日～2017/9/20まで」 ・「クーポン引き換え期間：20 17/9/30まで」
2	平成29年9月21日から 同年12月21日までの間	全国	セブンイレブン		<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>お一人様各一台限り</u>」 ・「専用クーポンの発券で、IQOSキットが3,000円OFF 専用クーポンの発券にはWebでの会員登録が必要です。」 ・「IQOS2.4Plusキット(ホワイト/ネイビー) メーカー希望小売価格10,980円(税込)▶7,980円(税込)」 ・「クーポン発券期間：2017/6/6～2017/12/21まで」 ・「クーポン引き換え期間：2017/12/31まで」
			ファミリーマート		<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>お一人様各一台限り</u>」

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
3	平成29年12月22日から平成30年3月21日まで				<ul style="list-style-type: none"> ・「専用クーポンの発券で、IQOSキットが3,000円OFF専用クーポンの発券にはWebでの会員登録が必要です。」 ・「IQOS2.4Plusキット(ホワイト/ネイビー)メーカー希望小売価格10,980円(税込)▶7,980円(税込)」 ・「クーポン発券期間：2017/6/6～2017/12/21まで」 ・「クーポン引き換え期間：2017/12/31まで」
			ローソン		<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>お一人様各一台限り</u>」 ・「専用クーポンの発券で、IQOSキットが3,000円OFF専用クーポンの発券にはWebでの会員登録が必要です。」 ・「IQOS2.4Plusキット(ホワイト/ネイビー)メーカー希望小売価格10,980円(税込)▶7,980円(税込)」 ・「クーポン発券期間：2017/6/6～2017/12/21まで」 ・「クーポン引き換え期間：2017/12/31まで」
			セブンイレブン	フライヤー	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>お一人様一台限り</u>」 ・「専用クーポンの発券で、IQ

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
	での間				<p>OSキットが 3,000円OFF 専用クーポンの発券にはWebでの会員登録が必要です。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「クーポン発券期間：2017/6/6～2018/3/21まで」 ・「クーポン引き換え期間：2018/3/31まで」 ・「IQOS2.4Plusキット(ホワイト/ネイビー) メーカー希望小売価格10,980円(税込)▶7,980円(税込)」
			ファミリーマート		<ul style="list-style-type: none"> ・「お一人様一台限り」 ・「専用クーポンの発券で、IQOSキットが 3,000円OFF 専用クーポンの発券にはWebでの会員登録が必要です。」 ・「クーポン発券期間：2017/6/6～2018/3/21まで」 ・「クーポン引き換え期間：2018/3/31まで」 ・「IQOS2.4Plusキット(ホワイト/ネイビー) メーカー希望小売価格10,980円(税込)▶7,980円(税込)」
			ローソン		<ul style="list-style-type: none"> ・「お一人様一台限り」 ・「専用クーポンの発券で、IQOSキットが 3,000円OFF

番号	表示期間	表示地域	表示店舗	表示媒体	表示内容
					F 専用クーポンの発券にはWebでの会員登録が必要です。 ・「クーポン発券期間：2017/6/6～2018/3/21まで」 ・「クーポン引き換え期間：2018/3/31まで」 ・「IQOS2.4Plusキット（ホワイト/ネイビー）メーカー希望小売価格 10,980円 （税込）▶7,980円（税込）」